

# 有機食品を輸出する際の表示の手引き (海外の有機認証制度における表示について)

日本オーガニック＆ナチュラルフーズ協会（JONA）事務局

2018年8月30日改

海外へ有機食品を輸出する際、輸出先の国に有機制度がある場合はその国の有機制度に基づく表示を行う必要があります。この手引きでは、EU、スイス、米国、カナダの有機制度上求められる表示事項についてまとめましたので、ご参照の上、表示を作成してください。

## **必ず出荷前までに表示審査を受けてください！**

JONA では、国内で販売する有機 JAS 格付商品と同様に、海外に輸出する有機食品については、業務用原料・小売商品にかかわらず、表示審査申請が必要です。必ず出荷前に審査を受けてください。

- ◆ 業務用原料・最終小売商品にかかわらず申請が必要です。
- ◆ 輸出者が作成し貼付を指示された表示も、審査を受けてください。
- ◆ OEM 製品等で、輸出先の現地輸入者・販売者の認証にもとづく表示を行う場合は、JONA への表示審査申請は不要ですが、必ずその認証機関の承認を得ていることを相手先と確認した上で貼付してください。
- ◆ JONA は EU 、米国、カナダの有機制度に従った表示がされているか審査します。  
その他の食品に係る表示については、現地の輸入業者等と相談し、現地の制度にあった表示をするようにしてください。

表示審査は包材（ラベル、袋等）を製造する前に、まだ変更が可能な段階で JONA に申請してください。（表示審査前の包材製造はご自身の責任で行っていただいてもかまいませんが、実際の使用は JONA の承認を受けた後でお願いします。）



**EU**

日本と EU との同等性に基づいて EU に輸出する有機 JAS 格付品および、(EC)No. 834/2007 と (EC)No.889/2008 に同等と JONA が認証する有機食品について、下記の表示基準が適用されます。

EU の有機制度では、必ず表示しなければならない事項と任意事項があります。

### **必須表示事項**

1. 認証を受けた最終取扱者の名称および住所、および、左記が所有者または販売者と異なる場合は、その商品の所有者または販売者の名称および住所
2. 認証機関のコード番号
  - 日本と EU の同等性に基づいて有機 JAS 品を輸出する場合、**JP-BIO-005**です。
  - JONA から EU 認証を受けて EU 認証製品を輸出する場合、日本の事業者は**JP-BIO-145**、中国の事業者は**CN-BIO-145**です。
3. (次ページの EU ロゴを使用する場合) 使用する有機農産物原料の生産地をロゴと同じ面に表示すること。
  - (1) **「Non-EU Agriculture」**または**「生産された国名+Agriculture」**: EU 域外で生産された農産物原料のみ使用
  - (2) **「EU Agriculture」**: EU 域内で生産された農産物原料のみ使用
  - (3) **「EU/non-EU Agriculture」**: EU 域内および EU 域外で生産された農産物原料を使用
4. 製品の有機表示
5. 有機原料に「有機」Organic 表示
6. ロットを識別するための番号または記号
7. JONA の認定番号 (JONA からの要望)

### **【注意事項】**

- 上記 2. と 3. 及び次ページの EU ロゴは目につきやすい場所に見えやすく、読みやすく、消えないように表示すること。
- 上記 1. から 6. は商品に添付する書類 (例えば、輸出書類) に記載することも可能ですが、その書類が商品の包材や輸送と明確に関連づけられる場合に限ります。また当該書類に供給者または輸送者についての情報を記載してください。

## 任意表示事項

### 1. EU ロゴ（ユーロリーフ）



- 縦横の比率は 1 : 1.5。サイズは高さ 9 mm×幅 13.5 mm以上。
- マークの周囲は縦の長さの 1/10 の幅を余白とする。

\*EU ロゴのデータ、使用マニュアル（英語）のダウンロードはこちらから：

[http://ec.europa.eu/agriculture/organic/downloads/logo/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/agriculture/organic/downloads/logo/index_en.htm)

（JONA 事務局でマニュアルの日本語訳をご用意してあります。会員専用ページをご覧ください。）

\*EU の有機制度における表示基準：

- Council Regulation (EC) No 834/2007: Article 23-26
- Commission Regulation (EC) No 889/2008: Article 31, 57 & 58

※有機 JAS 認定事業者は EU に輸出する製品にのみ EU ロゴを貼付することができます。EU 域外への輸出や日本国内で販売する製品には貼付しないでください。

#### 転換期間中有機製品の表示について

日本と EU の同等性の範囲には転換期間中のものも含まれます（※JONA-EU 認証では対象外）。ただし、表示のルールが異なりますのでご注意ください。

転換期間中の有機農産物を使用した製品には、以下の条件のもと「product under conversion to organic farming」の文言を表示することができます。

- 上記の文言は、色、文字の大きさ、書体が商品名より目立たないこと。また文言の文字の大きさはすべて同じであること。
- 製品に含まれる農産物由来の原料が 1 種類であること。
- 認証機関のコード番号（JP-BIO-005）を記載すること。
- EU ロゴ（ユーロリーフ）は使用できません。
- 名称、原料に「有機」表示はできません。

## ■ EU 向け表示例① （同等性で輸出する有機玄米茶）

**Organic Genmaicha**

Ingredients: Green tea leaves\*,  
roasted brown rice\*

\*from organic agriculture



JP-BIO-005  
Non-EU Agriculture      JA012345PR

有機原料には有機であることを表示。例では\*  
で有機原料を表示しているが、Organic +品名  
でもよい。例：Organic green tea leaves,  
organic roasted brown rice

EU のロゴは任意（輸  
入品のみ任意）

認証機関コード（JONA の場合、同等性  
で輸出するものは”JP-BIO-005”）

JONA の認定番号

農産物原料の原産地。EU 域外で生産された農産物を使用する場合  
は “Non-EU Agriculture” と表示。（EU ロゴを使用する場合、必須）

## ■ EU 向け表示例② （JONA の EU 認証を受けた有機醤油）

**Organic Soy Sauce**

Ingredients: Water, soybeans\*,  
wheat\*, salt

\*from organic agriculture



JP-BIO-145  
Non-EU Agriculture      JA012345PR

認証機関コード（JONA の EU 認証を受けて  
輸出するものは”JP-BIO-145”）

## ■ EU 向けその他注意事項

### 1. 最終小売製品で輸入業者、現地取扱業者の EU 認証に基づく表示を行う場合

EU では有機食品を輸入する事業者は認証を受けている必要があります。その輸入業者が自社の EU 認証に基づく表示（ラベル、パッケージ）で製品の出荷を希望する場合に、日本で表示を行うことは可能です。その場合は、認証コードが JP-BIO-005 ではなく、現地の認証機関のコードとなります。現地業者の EU 認証に基づいた表示を行う場合は、下記 2 点を行ってください。

- (1) 表示する前に、必ず現地の業者が認証機関の承認を得ているかどうか確認してください。
- (2) 出荷時、外箱シールやケースマーク等に「JP-BIO-005」を表示してください。

### 2. フランス国内の有機認証ロゴ「AB マーク」

フランスには独自の有機認証ロゴ「AB マーク」があります。これはフランス政府が所有しています。必要な手続きを経れば、同等性で輸出する有機 JAS 格付食品にも貼付することができます（フランス向け輸出のみ）。



認証機関がマーク使用の管理をするので、具体的な輸出予定がありマークの使用を希望される方は JONA 事務局までご連絡ください。

### 3. ドイツ国内の有機認証ロゴ「BIO シーゲル」

ドイツには独自の有機認証ロゴ「BIO シーゲル」があります。使用ルールについて JONA では把握しておりませんので、ドイツ向け輸出で使用を希望される場合は、ドイツの輸入業者等に使用ルールや必要な手続きを確認してください。



<http://www.oekolandbau.de/bio-siegel/>

**\* EU に輸出する場合、EU 認証製品か同等性に基づく有機 JAS 製品かにかかわらず、輸出ごとに認証機関が発行する検査証明書 Certificate of Inspection が必要です。**輸出が決まったら、JONA ホームページの会員専用ページで申請書をダウンロードしてご記入の上、必須添付書類を添えて、JONA に申請してください。



## スイス

同等性に基づいてスイスに輸出する有機 JAS 製品にも、スイスの有機制度（Organic Farming Ordinance）が求める有機の表示をすることができます。

### 1. 必須表示事項…認証機関コード（EU と同じもの）

- 同等性に基づいて有機 JAS 品を輸出する場合、**JP-BIO-005** です。
- JONA からスイス認証を受けてスイス認証製品を輸出する場合、**JP-BIO-145** です。

### 2. スイスでの「有機」の表示は以下のとおりです。公用語が 4 つあります。

- ドイツ語：biologisch, ökologisch
- フランス語：biologique
- イタリア語：biologico
- ロマンシュ語：biologie

### 3. スイスには有機認証のロゴは特にありません。

### 4. JONA の認定番号（JONA からの要望）

## 任意表示事項

### 1. EU ロゴ（ユーロリーフ）



- 縦横の比率は 1 : 1.5。サイズは高さ 9 mm×幅 13.5 mm以上。
- マークの周囲は縦の長さの 1/10 の幅を余白とする。

※EU ロゴの表示方法については EU のページをご参照ください。

**\* スイスに輸出する場合、スイス認証製品か同等性に基づく有機 JAS 製品かにかかわらず、輸出ごとに認証機関が発行する検査証明書 Certificate of Inspection が必要です。**輸出が決まったら、JONA ホームページの会員専用ページで申請書をダウンロードしてご記入の上、必須添付書類を添えて、JONA に申請してください。



## 米国:NOP

米国の有機制度（NOP：National Organic Program）では、必ず表示しなければならない事項と任意事項があります。また、有機品の形態（最終小売用商品／業務用原料）によって、必要な表示内容が異なります。

|               | 包装された小売製品                                                                                                 | 業務用原料などバルク製品の包装                                                                         |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>必須表示事項</b> | 1. 有機原料に「有機」と表示<br>2. 製品の最終取扱者の認証機関名<br>「Certified Organic by 認証機関の名称(JONA)」<br>3. JONA の認定番号（JONA からの要望） | 1. ロット番号<br>2. JONA の認定番号（JONA からの要望）<br>3. 名称に「Organic」という記載（推奨。USDA シールを使用しない場合）⇒*注 2 |
| <b>任意表示</b>   | （小売製品、バルク製品共通）<br>●USDA シール⇒*注 1    ●認証機関（JONA）の連絡先    ●その他のマーク                                           |                                                                                         |

### \*注 1：USDA ORGANIC シール

USDA ORGANIC シールの貼付は任意です。色、書体等すべて決まっており、修正不可。



USDA のシールは以下の USDA のホームページからダウンロードするか、JONA に申し出ていただければ、データをお渡しします。

<https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/organic/organic-seal>

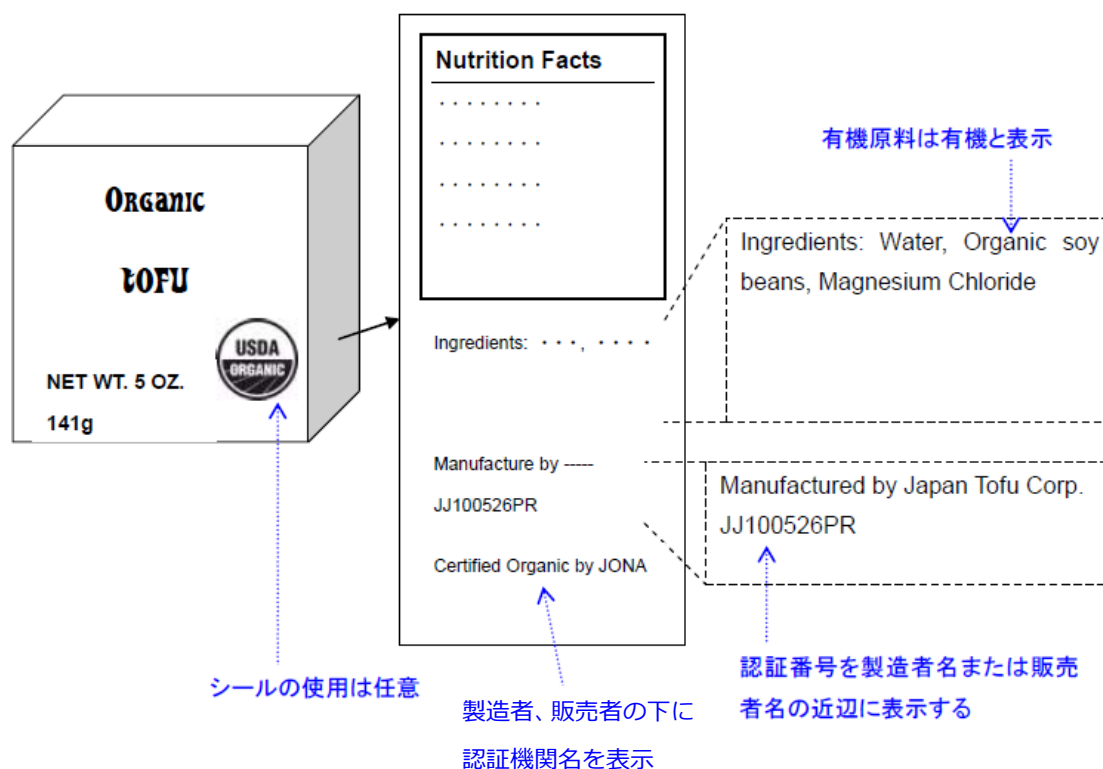
※有機 JAS 認定事業者は米国に輸出する製品にのみ USDA シールを貼付することができます。米国以外の国への輸出や日本国内で販売する製品には貼付しないでください。

### \*注 2：バルク製品の包装への有機表示

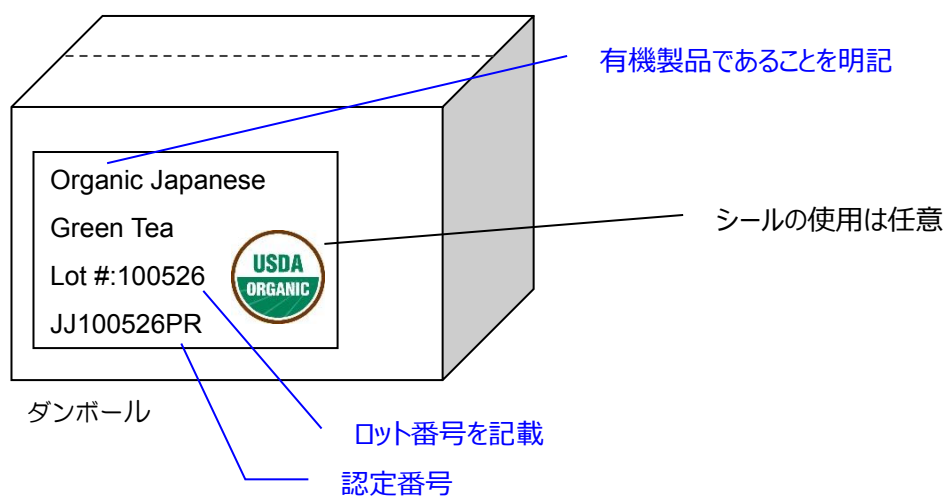
任意表示である USDA シールが貼付されていない場合、有機認証製品かわからない可能性があります。USDA シールを使用しない場合、有機認証製品である旨がわかるように表

示してください。また、同等性で有機 JAS 品を輸出する場合は、「NOP」の表記は避けてください。

### ■ 米国向け表示例① (包装された小売製品)



### ■ 米国向け表示例① (業務用原料などバルク製品の包装)



## ■ 米国向けその他注意事項

### 1. 同等性で輸出する有機 JAS 加工食品の「100%Organic」の表示について

水と食塩を除く原材料（加工助剤は含む）が全て有機原材料である有機 JAS 加工食品については、米国で「100% organic」と表示して販売することができます。お茶の製品でこの表示をする場合は、荒茶加工以降のすべての行程で窒素が使われていないことを確認してから表示を行ってください。

### 2. JONA から COR 認証（カナダの有機制度）を受けた事業者の皆様へ

JONA の COR 認証事業者は、有機制度に関するカナダと米国との合意により、同等性の要件を満たすものは NOP 制度（米国の有機制度）に基づく有機表示をして、米国に輸出することができます。その際、USDA オーガニックシールの貼付も可能です。

カナダと米国との同等性に基づいて、COR 認証品を米国に輸出する場合、輸出ごとに同等性の要件を満たしていることを文書で示す必要があります。その文書として JONA では「米国カナダ同等性証明書」を発行します。証明書の申請方法については JONA 事務局までお問い合わせください。

**\* 同等性に基づいて有機 JAS 製品を米国に輸出する場合、輸出ごとに認証機関が発行する NOP 輸入証明書 NOP Import Certificate が必要です。**輸出が決まったら、JONA ホームページの会員専用ページで申請書をダウンロードしてご記入の上、必須添付書類を添えて、JONA に申請してください。



## カナダ:COR

カナダ の有機制度（COR : Canadian Organic Regime）では、必ず表示しなければいけない事項と任意事項があります。

### 必須表示事項

#### 1. 認証機関の名前

JONA という名称を記載してください。一般的に「Certified by JONA」または「Certified Organic by JONA」という文言です。

#### 2. 有機製品名、有機原料に「有機」と表示

製品名に Certified Organic と表示すること（例 Certified Organic Sencha 等）はできません。

#### 3. （下記のカナダ有機ロゴを使用する場合）原産国または輸入品であることの表示

ロゴに近接した場所に英語とフランス語で記載してください。（\*注1）

- 日本産：「Product of Japan」（英語）／「Produit de Japon」（フランス語）
- 輸入品：「Imported」（英語）／「Importé」（フランス語）

#### 4. JONA の認定番号（JONA からの要望）

\*注1：表示言語について

消費者に直接販売しない包装形態（原料）を除いて、カナダでは英語とフランス語での表示が必要です。消費者に直接流通しない包装形態の表示はどちらかの一つの言語でかまいません。

### 任意表示事項

#### 1. カナダ有機 ロゴ



カナダ有機ロゴの使用を希望する場合は、JONA にお申し出ください。データをお渡しします。

※有機 JAS 認定事業者はカナダに輸出する製品にのみカナダ有機ロゴを貼付することができます。カナダ以外の国への輸出や日本国内で販売する製品には貼付しないでください。

※カナダ有機ロゴを広告、ポスター、チラシなど有機食品以外に使用する場合は、CFIA（カナダ食品検査局）への届出が必要ですので、事前に JONA 事務局にご連絡ください。

#### ■カナダ向け表示例①（包装された小売製品）

有機原料には有機であることを表示。例では\*で有機原料を表示しているが、Organic + 品名でもよい。

**Organic Soba Noodles**  
**Nouilles Soba blé sarrasin biologique**

Ingredients: Wheat flour\*, buckwheat flour\*, salt, water. \*Organic  
 Ingrédients: Farine de blé \*, farine de sarrasin \*, sel, eau. \*Biologique

Japan Soba Corp JS012345PR  
 1-2-3 Kyobashi Tokyo Japan

Certified organic by/ Certifié biologique par JONA

Product of Japan  
 Produit de Japon



JONA の認定番号

認証機関名

ロゴの使用は任意

原産国または輸入品であることを英語とフランス語で表示（カナダ有機ロゴを使用する場合、必須）

## ■カナダ向け表示例②（業務用原料などバルク製品の包装）

Organic Japanese Green Tea  
 Certified Organic by JONA  
 JS012345PR  
 Product of Japan



ダンボール

認証機関名

ロゴの使用は任意

認定番号

原産国または輸入品であることを表示  
 （カナダ有機ロゴを使用する場合、必須）

## ■カナダ向けその他注意事項

## 1. 「100%Organic」の表示は不可

カナダでは「100% Organic」や「100% Organic +製品名」の表示は認められていません。米国向けと異なりますのでご注意ください。

**\* 同等性に基づいて有機 JAS 製品をカナダに輸出する場合、輸出ごとに認証機関が発行する輸入証明書が必要です。**輸出が決まったら、JONA ホームページの会員専用ページで申請書をダウンロードしてご記入の上、必須添付書類を添えて、JONA に申請してください。

その他、海外向け表示全般の注意事項

## ■ 有機 JAS 製品への海外認証ロゴの使用について

EU、USDA シール、カナダ有機ロゴはそれぞれの国に同等性で輸出する製品にのみ貼付することができます。従って、同等性があるからといって、その有機制度の対象国以外の外国に輸出する有機 JAS 製品や国内でのみ販売するものにそれらの海外認証ロゴを使用することは避けてください。

同等性で EU、米国、カナダに輸出する有機 JAS 製品に共通の包材を使用したい場合は、認証ロゴは使用せず、それぞれの認証基準で必須となっている表示事項を記載するようにしてください。

**必ず出荷前までに表示審査を受けてください！**

以上

有機食品の表示についてのご質問がございましたら、  
お気軽に JONA 事務局までお問い合わせください。

JONA 事務局 TEL: 03-3538-1851